

令和 7 年 6 月 6 日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 6 月 6 日 (金)
14 時 00 分 ~ 14 時 50 分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室 (2 階)
- 3 議 事 議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 2 件
議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 2 件
議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定

出席委員 17 名

1 番 田 悟 敏 子	11 番 和 田 由 美 子
2 番 三 輪 和 雄	12 番 渋谷 達 也
3 番 吉 江 秀 一	13 番 西 村 一 成
4 番 石 丸 正 明	14 番 中 田 栄 信
5 番 宮 西 勝 昇	16 番 山 本 克 博
6 番 加 賀 谷 良 雄	17 番 大 浦 正
7 番 木 村 鉄 雄	18 番 福 原 智 子
8 番 唐 島 隆 夫	20 番 山 口 誠 一
10 番 山 崎 外 喜 雄	

欠席委員 9 番 加 藤 裕 19 番 水 上 龍 二

欠番 15 番

令和 7 年 6 月 6 日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	みなさんどうもご苦労様でございます。時間よりは少し早いんですが今日ご出席予定の委員の皆さんお揃いですので、ただいまから小矢部市農業委員会 6 月の総会を開催したいと思います。 梅雨入り前の貴重な晴れ間というような時で、昨日のニュースを見ますと 5 月の 10 日以降に植えられたコシヒカリ等については低温高温の差から若干生育が遅れておるのではないかなというような情報も流れましたけども、ほぼ順調にいつているのかなというふうに考えております。 世間では備蓄米どうのこうのということで煩い娑婆になっておりますけれども、生産者にとっては、まあ今の消費者に渡る値段についてはちょっと高すぎるのではないかなというような思いもやっぱり結構あります。そういった中で、今現在の生産者の手取りというのはまだ少し安いのかなという思いもありますし、この後どのような清算払いがされるのかというのはやはり期待するところではありますけれども、令和 7 年産についてでもほぼ市の計画通りに若干昨年よりは主食米の作付面積が増えておるというような状況も聞いておりますので、7 年の作柄それから品質等については今後の管理が大事かなというふうに思っておりますので、皆さんまた圃場を回られた際にはそういったようなお話をしていただいてもいいのかなと思っております。 それでは、ただいまの出席委員さんについては、17 名であります。欠席は、加藤委員さんと水上委員さんということで報告を受けております。 本日の議事録署名委員を指名いたします。10 番の山崎委員さんと 11 番の和田委員さんをお願いいたします。 それでは、本日の付議議案を申し上げます。 ○議案第 5 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」計 2 件 ○議案第 6 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」計 1 件 ○議案第 7 号 「農用地利用集積等促進計画の制定について」 以上、3 件の付議議案となっております。 それでは、議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第 5 号の「農地法第 4 条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書 1 ページをご覧下さい。 受付番号 1 番は、申請人が〇さんとなっており、対象の農地は 7 筆で面積が 628㎡です。これは本宅、農作業場、店舗のため転用を行おうとするものであり、位置図については、1 ページから 2 ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、第 2 種農地に該当しており、『既存地拡張』という許可基準に合致しておりますの

	で、転用することが可能です。 以上です。
会長	それではこの件につきまして、○地区担当の○委員さんより、受付番号1番に関する調査報告をお願いいたします。
○委員	それでは調査報告します。 6月2日の日にこの西中野地区の町内会長の○さん、そして6月3日の日に、この申請者は、○さんという方なのですが、○さんをご高齢で、この方のご令息の○さんにお話を聞くと同時に現場を見させていただきました。 それでこの1ページを見ていただきたいと思うんですが、これはアウトレット近くの国道8号線の、交差点の改良でございまして、この図を見ていただくとお分かりになると思いますが、この申請地の左側に現在市道ということで幅員どれだけか7～8mぐらいあるんですかね、その8号線の向こう側は広い断面17mぐらいの車道で、そして、この辺の方言で言うとガメ地になっていて、この細い道路から向こうへ行くとき、何年か前に非常に雪が降っていたときに、向こう側の対面の車線に入って行きまして非常に危険な状態になっております。 ということで、これを改良するというに伴う法線が丁度今の○さんの本宅それと店舗と納屋あるんですが、そこに丁度センターぐらいがその本宅にぶつかるような、そういう線形で計画をされております。ということで、この本宅と店舗、納屋を移転しなければならないという状況になったということでございます。 それで、これ県道の伏木港小矢部線という県土木の工事です。今この図面が無いから口で上手く説明できないけど、今の市道から端っから新たな17mの道路まで結構距離があるんですね、だからこの細い道路を拡幅するというそういう工事じゃないんですかということで、○さんの本宅とあれが諸に、丁度できる道路の真ん中ぐらいになるということです。ということで移転しなければならなくなったということでございます。 それで2ページなんですが、たまたま緑色で着色してあるところなんですが、宅地の周りに○さんの土地がずっとありまして、その部分に現在の宅地と納屋を、方向はだいたい現在の位置と変るのですが、建て替えるというような計画になっております。 現場を見ますと2ページですが、○と○という何れも小さな田んぼなんですが、ここ今植え付けしてあります。そしてこの図面からいくとそ

	の上に、排水というふうに確かこの図面が小さくて分からないのですが一本通っています。これ排水なんだけど、実は用排兼用です。それで○から○、それから緑色のところずっと○なんですけど○に田渡しで落として、その下の方に細い線描いてあるんですが、これ用水と書いてあるんですが、そこへ田渡しで渡してこの用水を使ってずっと○とかそういうところを田んぼを作っておられたということです。そして現在も今見せていただいたんですが、ずっと行って○とか○とかあるんですが富山県と書いてありますけど、その向こう側に小さな田んぼ○も田植えをして植えてあります。 ということで、そんなような状況なとこでございまして、現在の市道を拡幅するというようなことを○さんも考えておられたのが、全く線形が変わりまして、先程言ったような、小さな田んぼをずっと作っておられたものですから、それで営農にも非常に熱心ということで、ずっと付近はみんな用地買収をして、もう色んな物件を撤去して順次工事をしてられるんですが、最後にここが残ったということでございます。ということで、最近ご納得されて県用の買なり移転交渉に応じられたということでございます。 この用水はやや古い構造になっておりますが、そこに宅地を作ってやるということで、これは周辺にまだ田んぼもありますので、しっかり作るということを町内会長及び○さんと確認をしております。ということで周辺というのは、この図面を見られた通り林さんと水路ということで、まあ周辺の田んぼの納得、まあL型擁壁で宅地の境は作られるということで、簡単な図面がこっちにあるんですが、ということでございまして、これ許可に値するものだと思いますし、もうちょっと積極的に言うとか可及的速やかに許可して道路を造ると言うのがやっぱり地区の要望でもありますので、許可をするのに問題はないんじゃないかというふうに私は思いました。 以上です。
会長	はい、ありがとうございました。 ただいまの件について、委員の皆さんのご質問等ございませんでしょうか。
○委員	これちょっと道路の図面が無いから上手く説明できないけど、1という図面を見られると、この細い○さんの家のところでちょっとカーブして今の8号線と繋がっているんですが、ずっとこのカーブを真っ直ぐ大きな道に来て、緩く下方に擦り付けるような格好になっていま

	す。そうするとやっぱりこの交差点が8号線に直交するに近い状態になるということなんですね。何かそういう図面があれば分かりやすかったんだけど、ということで本宅がぶち当たることになっているんです。
会長	委員の皆さんのご意見ございませんでしょうか。
○委員	小さい田んぼを一生懸命にしておられます。今ここを抜かして、こういうふうに作っているんです。
会長	無いようですので、受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号2番は、申請人が○さんとなっており、対象の農地は1筆で面積が130㎡です。これは車庫兼物置のため転用を行おうとするものであり、位置図については、3ページから4ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、第1種農地に該当しており、『既存地拡張』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	それでは、この件につきまして、○地区担当の私の方から、受付番号2番について、調査報告をさせていただきます。
○委員	この○さんの件につきましては、4月の調査の段階で、自宅の公図を一緒に調べてもらったら、車庫兼物置の下地に転用していない田んぼがあったよというようなことを本人から聞きました。 これにつきましては、平成2年にこの車庫兼物置を作られたわけですが、その当時、○さん自身は個人で田んぼをしておられまして、その関係で車庫と農機具置き場も含めて建てられたわけですが、この部分につきましては許可申請も出さず、建ててしまった、これまで何も手続きをしていなかったということで、調べてもらったら、こういうところがあるよということで今回申請をされたということで、その経緯につきましては始末書も出されておりますし、地区の総代さん並びに町内会長さんからも、やむを得んだろうというようなことで同意書も出ておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長	ただいまの件につきまして、ご質問ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、議案第5号につきましては、2件とも承認としてよろしいと思われる委員の挙手を求めます。
全委員	《挙手》
会長	挙手多数ということで、「承認」といたします。 続きまして、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第5号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。 受付番号2番は、譲渡人が○さんで、譲受人が○さんです。対象の農地は1筆で面積が296㎡となっており、一般個人住宅のため転用を行おうとするものです。位置図については、5ページから6ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、第1種農地に該当しており、『既存地拡張』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	それではこの件につきまして、松沢地区担当の○委員さんより、受付番号2番について調査報告をお願いします。
○委員	はい、それでは調査報告申し上げます。 譲受人、○氏○歳、現在富山市にお住まいです。譲渡人、○さん○歳、○のこちらの方に在住されております。 今回ですね○さんが○より実家の方へ、家族を含めて戻られる形の計画をされるということになり、近隣で土地も探された形の中ですね、実家に近くてという形のところで、なかなか物件がなく、その中でですね、今回あります○番地、こちらなんですが、昭和44年の土地区画整理の際にですね、替地として、本宅の進入路と一部畑の小さなところのコの字になる部分で囲まれた用地ですね、こちらの方が44年の替地のときから簡単な畑に造成されて現存に至っていたという形で現在は畑として利用されておる、こちらの方ですね、○さんの方の離れを建てるという形に変更して進めたいというお話でございました。 既存の形の方でも用排水路ですね、特に用水については大きな問題は何もございません。排水につきましても、この雑種地になっている、こちらは進入路なんですが、進入路から○、その間とちょっとL字

	型に曲がって雨水関係及びですね宅地の雨水関係が全て、○の地面の方に向かって水って書いてありますけど、これが用排水路です、用排水ですがこちらの方に流れ出る形で、既存の形にもなっている、まあその計画の下にですね、造成をしていきたいというお話でございました。 特に完全に囲まれた形で、隣接している圃場も無くですね、大きな問題はないかなというところで、地元自治会さん及び土改さんの形の承認も承諾及び認可も取られているという形、お話もされ同意されているというふうにお聞きしました。書面でもそのようになっているということで提出されておりました。 あと計画としてはですね、この進展によって年内に完成し引っ越されたいというふうな計画になっているということで、本日ですね、ご承認賜ることをよろしく願いますということでございましたので、よろしくご審議の程お願いいたします。 以上です。
会長	はい、ありがとうございました。 この件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。
○委員	この公図の○、○とか○とか○とか、細い、ここ田やけど、こんなになっているのか。
○委員	いえ、なっていない、これもう土改で、○はもう登記されて宅地になっている。田ではない。
○委員	はい、もう田ではない。平成16年11月31日で、転用許可済みというふうにこれ小さいので書いてある。 だから平成16年、ちょうどお父様から、○さんの方から代が変わられたときに相続の地番の関係で、そういうふうにきちっとされていると承っております。 で、現状は畑、ブロック擁壁でずっと○の田と○に仕切られていますし、44年の土改の整理が終わったときに、簡単な造成をして畑という形で耕作されているような土地です。
○委員	これは○は雑種地ですね。
○委員	○これは進入路、公衆用道路です。

会長	他にございますでしょうか。 無いようですので、続きまして受付番号3番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号3番は、譲渡人が○さんで、譲受人が○さんです。対象の農地は4筆で合計面積が1,249㎡となっており、宅地分譲地のため転用を行おうとするものです。位置図については、7ページから8ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、第3種農地に該当しており、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	それでは、この件につきまして、○地区担当の○委員さんより、受け付け番号3番について、調査報告をお願いします。
○委員	はい、ご報告申し上げます。 ○さんの農地を○が取得して造成をするという話ですが、8ページの図を見ていただくと分かると思うんですが、4筆になって入っておりますけども、ここには今境目無しで1枚の田んぼとして耕作されております。現実的には今それを5つほどに分けて分譲するという事で○さんからお聞きしました。 ここの地域は宅地造成を奨励しておる場所なものですから、何とかそのように思っておりますけれども、ただ1点だけ、なぜこの地元の人でない人が農地を持っていたのかなと。万が一転がしかなという心配がありましてお聞きしましたところ、この地区の○さんという方の相続であったということであります。相続ならこれはやむを得ないなと。もし万が一、転がしを目的としたら問題が出てくるので、何がしかちょっと審議が要るのかなと思いましたがけれども、相続でありましたので私らとしてもそれはあんまり無下に言うことはできないのかなと思っております。 で、この場所へ行きましたらもう見た通り、もうそれなりに住宅も建っておりますし、それから用排水、上下水道も管理になっておりますので、分譲としてはいつでも取り掛かれると思っております。○さんは、いつになったらできるかねというような言い方もされましたけど、来月できると言ってきたんですが、このところに関しては特に問題は無いと思いますので、皆さんのご審議をいただきたいなというふ

	うに思っております。 私の方は以上です。
会長	はい。ありがとうございました。 ただいまの件について、ご質問ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第6号について「承認」とされる方についての委員の挙手を求めます。
全委員	《挙手》
会長	挙手全員ですね。 それでは「異議なし」として、議案第6号については「承認」といたします。 続きまして、議案第7号「農用地利用集積等促進計画の制定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第7号の「農用地利用集積等促進計画の制定について」ご説明いたします。 3ページをご覧ください。富山県農林水産公社より農地利利用集積等促進計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、4ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が2件で、合計面積が21948.00㎡であり、新規となっております。「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。 申請の内容は5ページから6ページに記載のとおりです。 これらについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第7号について「承認」とされる方の委員の挙手を求めます。
全委員	《挙手》
会長	挙手全員ですね。 それでは「異議なし」として、議案第7号については「承認」といたします。

	これで、付議議案はすべて終了いたしました。 今回、協議事項はございません。 次に、報告事項について事務局より説明をしていただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 7～9ページ 2) 業務報告・予定 10ページ 3) その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問ございませんでしょうか。
会長	ご質問等が無いようですので、この機会に何か皆さんからご意見等ございますでしょうか。
○委員	質問です。この4条の申請はここでOKですと県のところで、もう一回審査があるんでしょう。
事務局	はい。この後、県の方に進達するという形でお送りしますが、その後、1ヶ月にわたって県の方から順次質問というのが来て、事務局の方から、土地家屋調査士、司法書士さんの方に質問を投げかけて精査して、県の方で許可をいただくような流れになっておりますので、すぐパッと来るわけじゃなくて、それなりの期間を要します。
○委員	どのくらい掛かるんですか。
事務局	ひと月です。その間に質問は2回ないし3回来ます。
会長	他にございますか。 無いようでしたら、本日の案件は全て終了いたしましたので、これにて総会を閉会したいと思います。
会長	本当にどうもありがとうございました。 では、閉会の挨拶を職務代理さんお願いします。
職務代理	本日の総会、お疲れ様でした。 田植えも一段落して、今は多分、転作とかの方で忙しいかと思います。気温の方もちょっと高くなったり低くなったり気温差が激しいの

	で、健康管理等に気をつけて熱中症とかも気をつけてください。 これにて、本日の総会を終わります。
会長	どうもありがとうございました。
	－ 6 月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和7年6月6日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員

10 番 山 崎 外 喜 雄

11 番 和 田 由 美 子